

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 5 年 10 月 27 日（金）から令和 5 年 12 月 28 日（木）まで

2 監査の対象 飯塚市社会福祉協議会

福祉部 社会・障がい者福祉課

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、飯塚市社会福祉協議会に対し令和 4 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的等

飯塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 事務所の所在地

飯塚市柏の森 956 番地 4

3 役員及び会員数（令和5年3月31日現在）

役員 18名（会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事12名、監事2名）

職員 165名

4 主な事業

- ① 地域福祉活動推進事業
- ② 法人運営事業
- ③ ボランティアセンター事業
- ④ 権利擁護センター事業
- ⑤ 介護保険等関連事業

第3 補助金交付額

【令和4年度 飯塚市社会福祉協議会補助金】 55,000,000円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、監査した事務は、適正に執行されていると認められました。

今後とも、飯塚市補助金等交付規則等に基づいた適正な事務処理を行い、事業の公益性達成のため、より一層努力ください。